

○地方税法施行令第七条の十七第一号の規定に基づく寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金

(平成二十一年九月三十日)
(総務省告示第四百五十六号)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一百三十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるための寄附金